

(別紙)通所介護サービス 料金表

令和5年4月より適用
東電さわやかデイサービス芝湯里

通常規模型通所介護費

地域区分別1単位の単価(6級地):10.27円

	基本サービス内容	介護度	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)		
				(10割)	1割	2割	3割
□	1利用当たり サービス提供時間 8時間以上 9時間未満	要介護1	666単位	6,839円	684円	1,368円	2,052円
		要介護2	787単位	8,082円	809円	1,617円	2,425円
		要介護3	911単位	9,355円	936円	1,871円	2,807円
		要介護4	1,036単位	10,639円	1,064円	2,128円	3,192円
		要介護5	1,162単位	11,933円	1,194円	2,387円	3,580円
□	1利用当たり サービス提供時間 7時間以上 8時間未満	要介護1	655単位	6,726円	673円	1,346円	2,018円
		要介護2	773単位	7,938円	794円	1,588円	2,382円
		要介護3	896単位	9,201円	921円	1,841円	2,761円
		要介護4	1,018単位	10,454円	1,046円	2,091円	3,137円
		要介護5	1,142単位	11,728円	1,173円	2,346円	3,519円
□	1利用当たり サービス提供時間 6時間以上 7時間未満	要介護1	581単位	5,966円	597円	1,194円	1,790円
		要介護2	686単位	7,045円	705円	1,409円	2,114円
		要介護3	792単位	8,133円	814円	1,627円	2,440円
		要介護4	897単位	9,212円	922円	1,843円	2,764円
		要介護5	1,003単位	10,300円	1,030円	2,060円	3,090円
□	1利用当たり サービス提供時間 5時間以上 6時間未満	要介護1	567単位	5,823円	583円	1,165円	1,747円
		要介護2	670単位	6,880円	688円	1,376円	2,064円
		要介護3	773単位	7,938円	794円	1,588円	2,382円
		要介護4	876単位	8,996円	900円	1,800円	2,699円
		要介護5	979単位	10,054円	1,006円	2,011円	3,017円
□	1利用当たり サービス提供時間 4時間以上 5時間未満	要介護1	386単位	3,964円	397円	793円	1,190円
		要介護2	442単位	4,539円	454円	908円	1,362円
		要介護3	500単位	5,135円	514円	1,027円	1,541円
		要介護4	557単位	5,720円	572円	1,144円	1,716円
		要介護5	614単位	6,305円	631円	1,261円	1,892円
□	1利用当たり サービス提供時間 3時間以上 4時間未満	要介護1	368単位	3,779円	378円	756円	1,134円
		要介護2	421単位	4,323円	433円	865円	1,297円
		要介護3	477単位	4,898円	490円	980円	1,470円
		要介護4	530単位	5,443円	545円	1,089円	1,633円
		要介護5	585単位	6,007円	601円	1,202円	1,803円

※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合 +3/100

※ 2時間以上3時間未満の場合…4時間以上5時間未満の単数の 70/100

※ 8時間以上9時間未満の前後に日常生活上の世話を行う場合…1時間ごと+50単位。最大14時間まで

※ 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合…70/100

	1利用当たり<加算・減算>	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)				
			(10割)	1割	2割	3割		
<input checked="" type="checkbox"/>	入浴介助加算	I	40単位/日	410円	41円	82円	123円	
<input type="checkbox"/>		II	55単位/日	564円	57円	113円	170円	
<input type="checkbox"/>	中重度者ケア体制加算		45単位/日	462円	47円	93円	139円	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算		200単位/月	2,054円	206円	411円	617円	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (II:個別機能訓練加算を取得している場合)	I	100単位/月	1,027円	103円	206円	309円	
<input type="checkbox"/>		II	200単位/月	2,054円	206円	411円	617円	
<input type="checkbox"/>			100単位/月	1,027円	103円	206円	309円	
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算	Iイ	56単位/日	575円	58円	115円	173円	
<input type="checkbox"/>		Iロ	85単位/日	872円	88円	175円	262円	
<input type="checkbox"/>		II	20単位/日	205円	21円	41円	62円	
<input type="checkbox"/>	ADL維持等加算	I	30単位/月	308円	31円	62円	93円	
<input type="checkbox"/>		II	60単位/月	616円	62円	124円	185円	
<input type="checkbox"/>	認知症加算		60単位/日	616円	62円	124円	185円	
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算		60単位/日	616円	62円	124円	185円	
<input type="checkbox"/>	栄養アセスメント加算		50単位/月	513円	52円	103円	154円	
<input type="checkbox"/>	栄養改善加算		200単位/回	2,054円	206円	411円	617円	
<input type="checkbox"/>	口腔・栄養 スクリーニング加算	I	20単位/回	205円	21円	41円	62円	
<input type="checkbox"/>		II	5単位/回	51円	6円	11円	16円	
<input type="checkbox"/>	口腔機能向上加算	I	150単位/回	1,540円	154円	308円	462円	
<input type="checkbox"/>		II	160単位/回	1,643円	165円	329円	493円	
<input checked="" type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算		40単位/月	410円	41円	82円	123円	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制 強化加算	I	22単位/回	225円	23円	45円	68円	
<input checked="" type="checkbox"/>		II	18単位/回	184円	19円	37円	56円	
<input type="checkbox"/>		III	6単位/回	61円	7円	13円	19円	
<input checked="" type="checkbox"/>	同一建物減算	事業所と同一敷地に居住する建物の場合 又は同一建物から利用する場合					-94単位/日	
<input checked="" type="checkbox"/>	送迎減算(片道につき)						-47単位	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算(I)						5.9%増/月	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月につき (利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					1.2%増/月	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等ベースアップ等支援加算						1.1%増/月	

※処遇改善加算・ベースアップ加算:介護職員全般の処遇改善のために設定されたもの

特定処遇改善加算:技能・経験を持ったリーダー級の職員の処遇改善のために設定されたもの

*介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用総額より介護保険給付額を差し引いた金額がお客さま負担となります(「公費が適用されているご利用者様」及び「介護保険料の滞納等があるご利用者様」は、この限りではありません)。

*食事代 1食あたり 795円

*食事代キャンセル料 795円

*その他の料金 上記の他、おむつ代、レクリエーション等にかかる使用料は自己負担となります。

*金額は、介護保険の端数処理の関係で、実際の料金と若干の誤差が生じる事があります。

毎月、介護支援専門員から提供される利用票等をご確認下さい。

※区分支給限度基準額の計算について

- ・同一建物減算が対象となる場合は、減算前の単位数を用います。
- ・大規模型通所介護費の場合は、通常規模型通所介護費の単位数を用います。
- ・サービス提供体制強化加算は、算定対象からは除外されます。
- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算
および介護職員等ベースアップ等支援加算は、算定対象からは除外されます。